

(様式2)

京丹後市火災予防条例の一部改正の概要

1 趣旨について

消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)が公布されたことに伴い、「市(町・村)火災予防条例(例)」(昭和36年1月22日付け自消甲予発第73号)の一部が改正されました。これを受け、京丹後市火災予防条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、平成25年8月に京都府で発生した福知山市花火大会の火災を踏まえ、火気器具等の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものです。京丹後市で開催される全ての催物が、安全で安心して楽しめる催物として、市民のみなさんが参加いただけるように安全対策の基本となる事項を盛り込んだ条例となるよう、国から示された条例(例)を参考にしながら本市の基準づくりを進めています。

2 意見募集事項(改正内容)

(1) 露店等を開設する際の届出義務について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の方が集まる催しにおいて、火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防機関へ届け出ることを義務付けます。

(2) 消火器の設置義務化について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の方が集まる催しにおいて、火災が発生した場合に初期消火が極めて重要であるため、火気器具等を使用する露店等を開設する際に、消火器を設置することを義務付けます。

(3) 大規模な屋外の催しにおける防火管理の義務化について

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の方が集まる屋外での催しのうち、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるものとして、消防署長から指定を受けた催し(以下「指定催し」という。)の責任者に防火担当者を定め、指定催しを開催する日の14日前までに、当該計画の提出を義務付けます。

(4) 火災予防上必要な計画の未提出に対する罰則について

指定催しにおいて、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合、罰則を設けることとします。

また、その罰則については、計画を提出しなかった個人に罰金を科すほか、その会社、団体等にも罰金を科すこととします。(両罰規定)

(5) 補足

ア 露店等について

露店、屋台その他これらに類する店を開設し、物品等を販売又は提供するものをいいます。

(例) 祭礼、縁日等における露店

イ 火気器具について

火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具をいいます。

(例) プロパンガス、石油、炭、電気等を使用するこんろやストーブなど

ウ 火災予防上必要な業務に関する計画の内容について

(ア) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(イ) 火気器具の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

(ウ) 火気器具を使用し、又は危険物を取り扱う露店等の火災予防上安全な配置に関すること。

(エ) 火気器具に対する消火準備に関すること。

(オ) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(カ) その他火災予防上必要な業務に関すること。

エ 両罰規定について

法人等の業務に関して、従業者等が違法行為をした場合に、違法行為をした個人と事業主体である法人等の両方を処罰する旨を定めた規定です。

4 参考通知文

(1) 消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)

(2) 火災予防条例(例)の一部改正について(消防庁次長通知)

(3) 火災予防条例の一部を改正する条例(例)新旧対照表

(4) 改正火災予防条例(例)の運用について(通知)

5 施行期日について

平成26年7月(公布の日)から施行します。